

JAグループと社会保険労務士グループが 連携した農作業安全・労災補償の取組と課題

～広島県の取組～

2017年5月12日(金)
日本農業労災学会シンポジウム

社会保険労務士法人たんぽぽ会
特定社会保険労務士 木山恭子

本日の研修

- ◇ 広島県の農業の実態
- ◇ 農業における労災保険適用
- ◇ 農業労災の特殊性
 - ※農業だけの特別加入制度
- ◇ 広島県の農業労災加入促進の特徴
 - ※農業労災適用から給付までの手順
 - (JA→たんぽぽ会)
- ◇ 今後の取組および課題について

広島県の農業の実態

広島県の農業者数

- 農業経営体 → 29,929件（内法人経営665件）
 - ・ 農事組合法人 266件
 - ・ 株式・合名・合資会社等 311件
 - ・ 各種団体 73件…
- 【 家族経営体 → 29,149件（内法人経営41件）
- 【 組織経営体 → 780件（内法人経営624件）

農林水産統計 （2015年農林業センサス 2015.2.1による）

農業における労災保険適用

■ 労災保険の適用事業所とは・・・

労災保険は原則として事業所を単位として加入します。

労働者を1人でも雇用している事業所は、業種や規模を問わず、**全て強制適用事業所**となります。

■ 農業の場合・・・

① 強制適用事業所・・・**法人経営と労働者が5人以上の個人事業**

② 暫定任意適用事業所・・・**労働者が5人未満の個人事業**

→ **加入が任意**

入らんといけんじゃろ「労働保険」



確定給与制による
農事組合法人、会社法人の場合

労働者に該当する人は強制的に加入

労働者が5人未満の個人事業主の場合

加入が任意

※ただし、労災加入は任意であっても使用者としての責任を免れることはできません。農作業は事故が多く、死亡事故や大ケガが発生しやすいため、**加入は必要**と考えられます。

労災保険の適用を受ける“労働者”

①使用従属性があること

- ・・・使用者の指揮命令に従って労務を提供していること

②報酬が労務対償制を持っていること

- ・・・労務の対価として **「賃金」** が支払われていること

※月々労務(労働時間)の対価として確定する給料・報酬・賃金・賞与その他これらの性質を有する給与を」言う。決算まで金額が確定しない従事分量配当を賃金とすることはできない。



労働者にあたるかどうかは、これらの判断要素について
実態に即して判断されます。

農業における労災保険適用

◇「労災」は労働者のために加入する保険です。

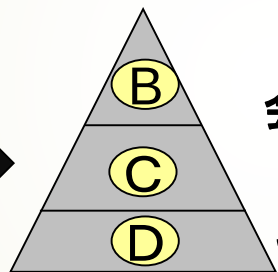
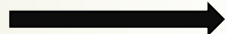
「家業」から「企業」へ

A



そのまま個人農家

A B C D



会社法人

- 株式会社
- 有限会社
- 合資会社
- 合同会社



B C D

農事組合法人



➡ さらに....

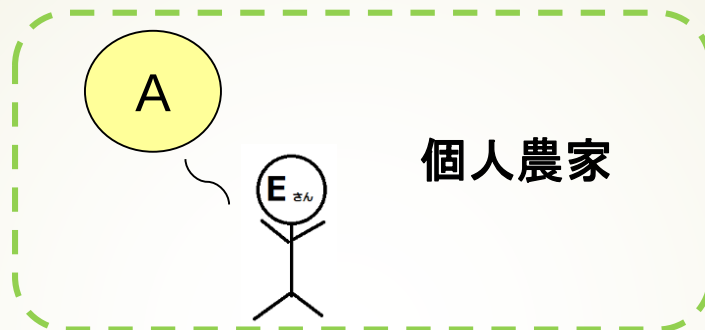
企業的経営、
資本家的企業経営
が増加している



農業における労災保険適用

～個人～

任意適用



「個人事業」で「農業」で「労働者が常時5人未満」のとき、
労災保険の適用は任意です。

＊ただし、「使用者の責任」は免れることはできません

➡ 是非加入を勧めてください！

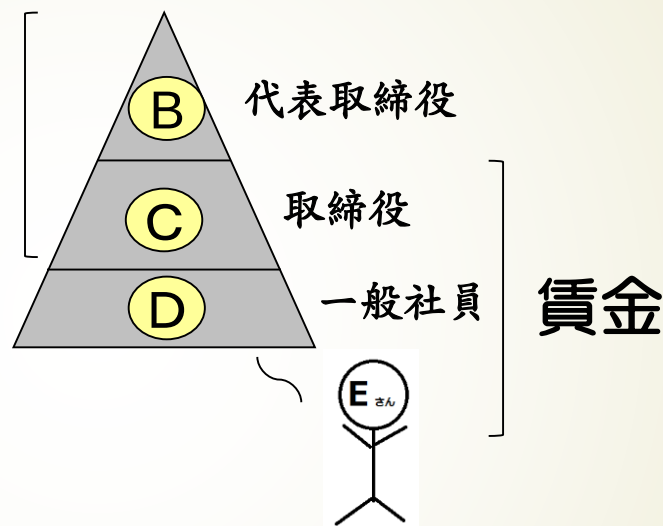
注意：事業主が「特別加入者」の場合は、「任意適用」
ではなく「強制適用」です

農業における労災保険適用

～会社法人～

会社法人

役員報酬



*ただしCさんは「労働者」か「使用者」か、
明確にする必要があります。

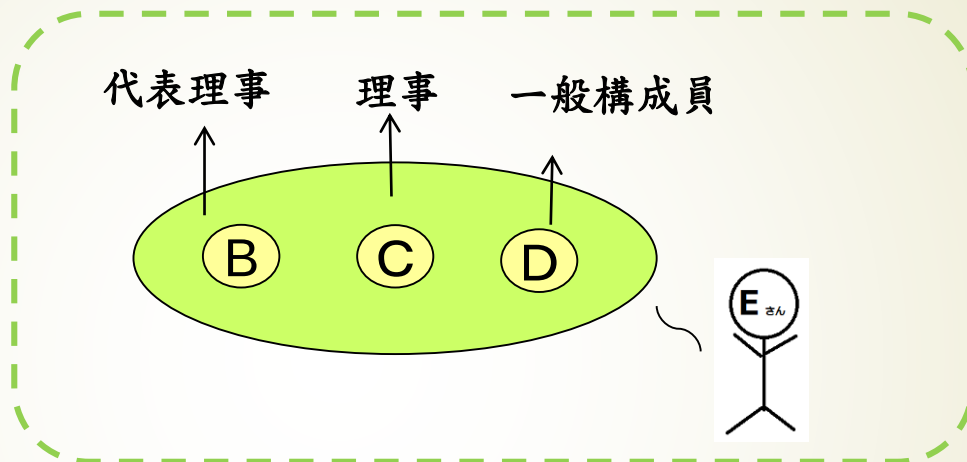
役員報酬 > 賃金、業務執行権あり → Cさんは「使用者」です

役員報酬 < 賃金、業務執行権なし → Cさんは「労働者」です

農業における労災保険適用

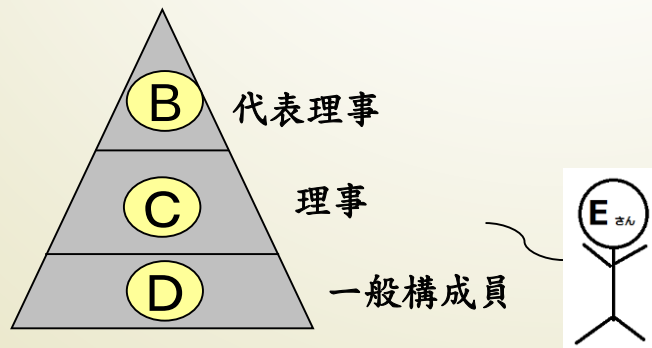
～農事組合法人～

農事組合法人



構成員全員が「議決権」を持っているので、受け取るのは原則
「使用者」としての「**従事分量の配当**」です

*ただし「雇用関係を明確」にすることで「労働者」の取り扱いが出来ます。



農業労災の特殊性

労災保険は労働者のための保険です。

ただし、『使用者』のための労災保険の加入の道が開かれています



→ 特別加入

① 「中小企業事業主等」として特別加入

★ 「農業だけの特別加入」は2つあります

② 「特定農作業従事者」

③ 「指定農業機械作業従事者」

①



②

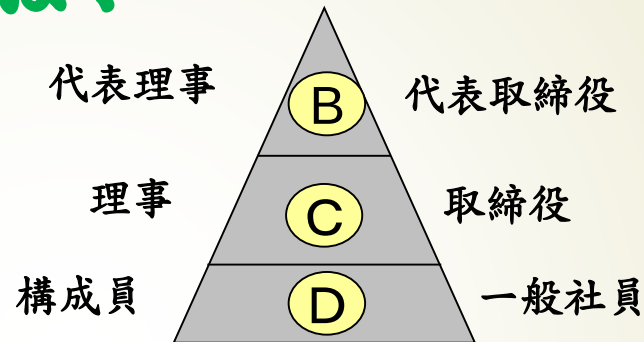
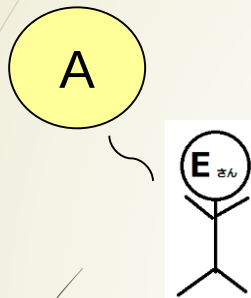


③



労災特別加入制度

中小企業事業主等とは？



- ・「E さんが存在するときのAさん」です。
- ・「会社法人」における「代表取締役のBさん」と「使用者に該当する場合のCさん」です。
- ・「雇用関係が明確になされている農事組合法人」の「代表理事Bさん」と「使用者に該当する場合のCさん」です。

農業労災の基本

「農業だけの特別加入」 その①



・ 特定農作業従事者

条件は、年間農業生産物総販売額300万円以上、
または経営耕地面積2ヘクタール以上の規模であること。

※労災補償の範囲には、次の特定農作業時の災害に限定されます。

- 1 動力により駆動される機械を使用する作業
- 2 高さが2 m以上の箇所における作業(40度以上の傾斜地における作業も含む)
- 3 サイロ、むろ等酸素欠如危険場所における作業
- 4 農薬散布の作業
- 5 牛・馬・豚に接触する又はその恐れのある作業

農業労災の基本

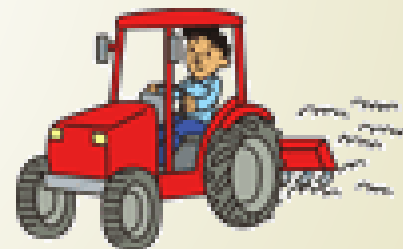
「農業だけの特別加入」その②

・ 指定農業機械作業従事者

指定された農業機械のオペレーターである場合に加入することが出来ます。

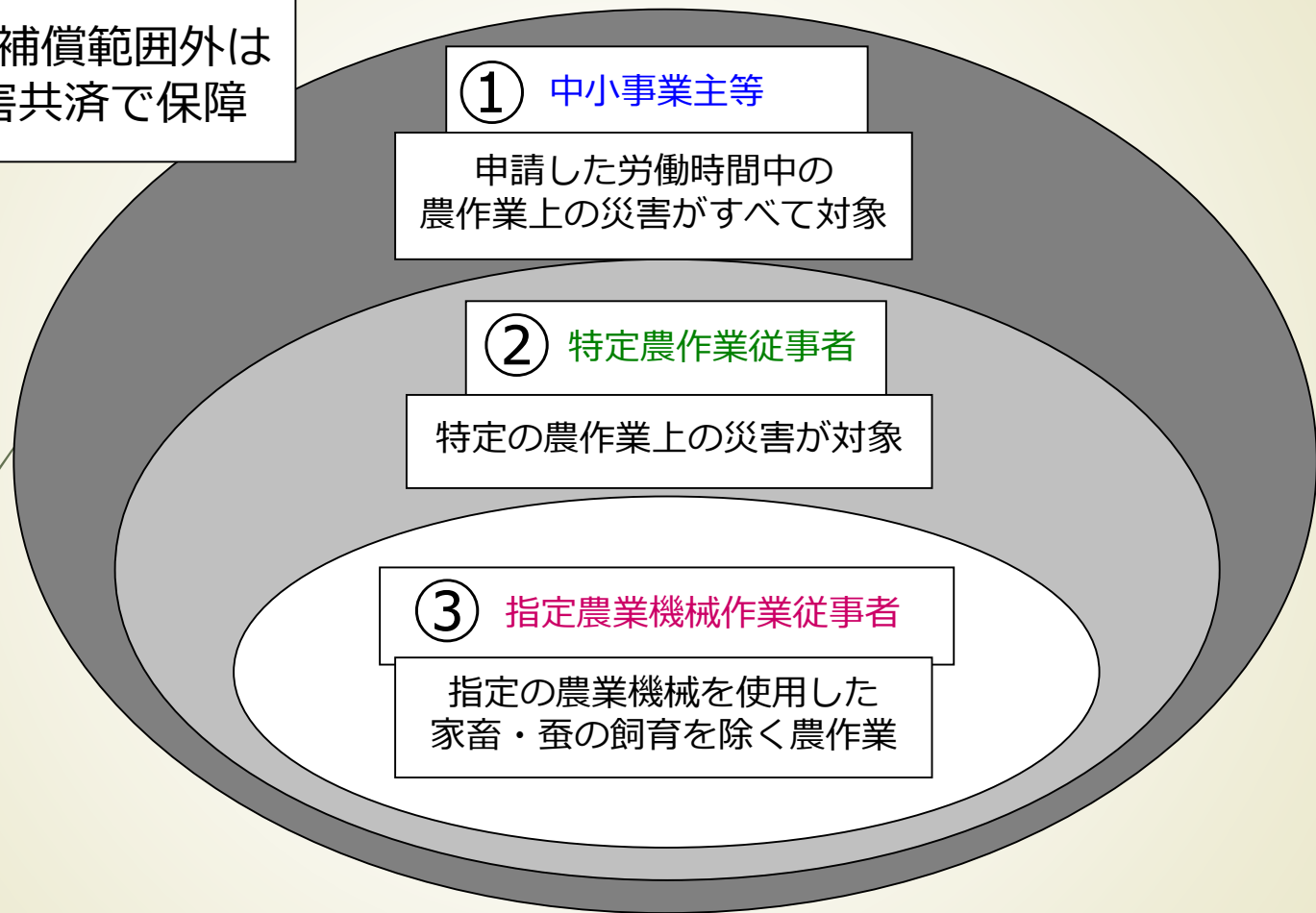
※労災補償の範囲は、指定の農業機械を使用している時の「農業における土地の耕作等の作業」です。

- ・ 動力耕運機
その他の農業用トラクター
- ・ 動力溝堀機
- ・ 自走式田植機
- ・ 自走式スピードスプレーヤー
その他の自走式防除用機械
- ・ 自走式動力刈取機、コンバイン
その他自走式収穫用機械
- ・ トラック
その他の自走式運搬用機械
- ・ 動力用水機
- ・ 動力草刈機
- ・ 動力カッター
- ・ 動力摘採機
- ・ 動力脱穀機
- ・ 動力せん定機
- ・ 動力せん枝機
- ・ チェーンソー
- ・ 単軌条式運搬機
- ・ コンベヤー



労災補償の範囲

労災補償範囲外は
傷害共済で保障



①中小事業主等 > ②特定農作業 > ③指定農業機械作業従事者となります

農業労災保険料と保険料負担者

		保険料率	保険料負担者
一般加入 (強制・任意)	雇用労働者	年間賃金※2 $\times 13 \div 1000$	事業主
特別加入	指定農業機械作業従事者	給付基礎日額※1 $\times 365 \times 3 \div 1000$	加入者本人
	特定農作業従事者	給付基礎日額※1 $\times 365 \times 9 \div 1000$	加入者本人※3
	中小事業主等	給付基礎日額※1 $\times 365 \times 13 \div 1000$	事業主
一般加入 (強制適用)	雇用労働者 (パート、アルバイトも含む)	年間賃金※2 $\times 11 \div 1000$	事業主 7/100 加入者本人 4/100

※1 3,500円から25,000円の範囲の選択して決定する。

※2 一般労働者の労災保険料は実施に年度(4月～3月)の賃金総額(通勤手当等を含む)集計して計算します。

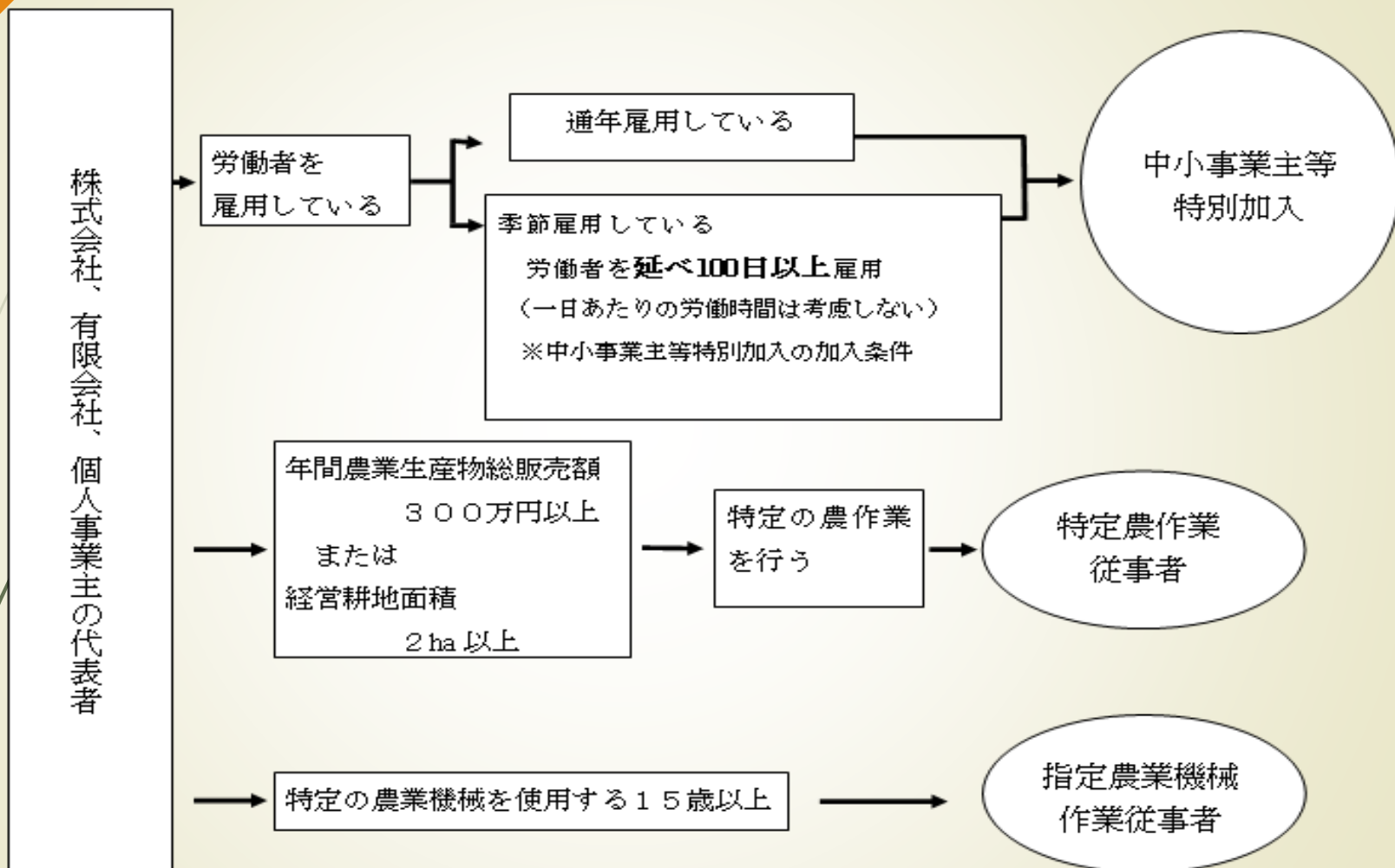
※3 特定農作業従事者の保険料負担を事業主が負担することも可能です。

基礎日額3,500円の場合

給付基礎日額	保険料 算定基礎額	特定作業従事者	指定農業機械 作業従事者	中小事業主等
3,500円	1,277,500円	11,493円	5,108円	15,324円

フローチャート①

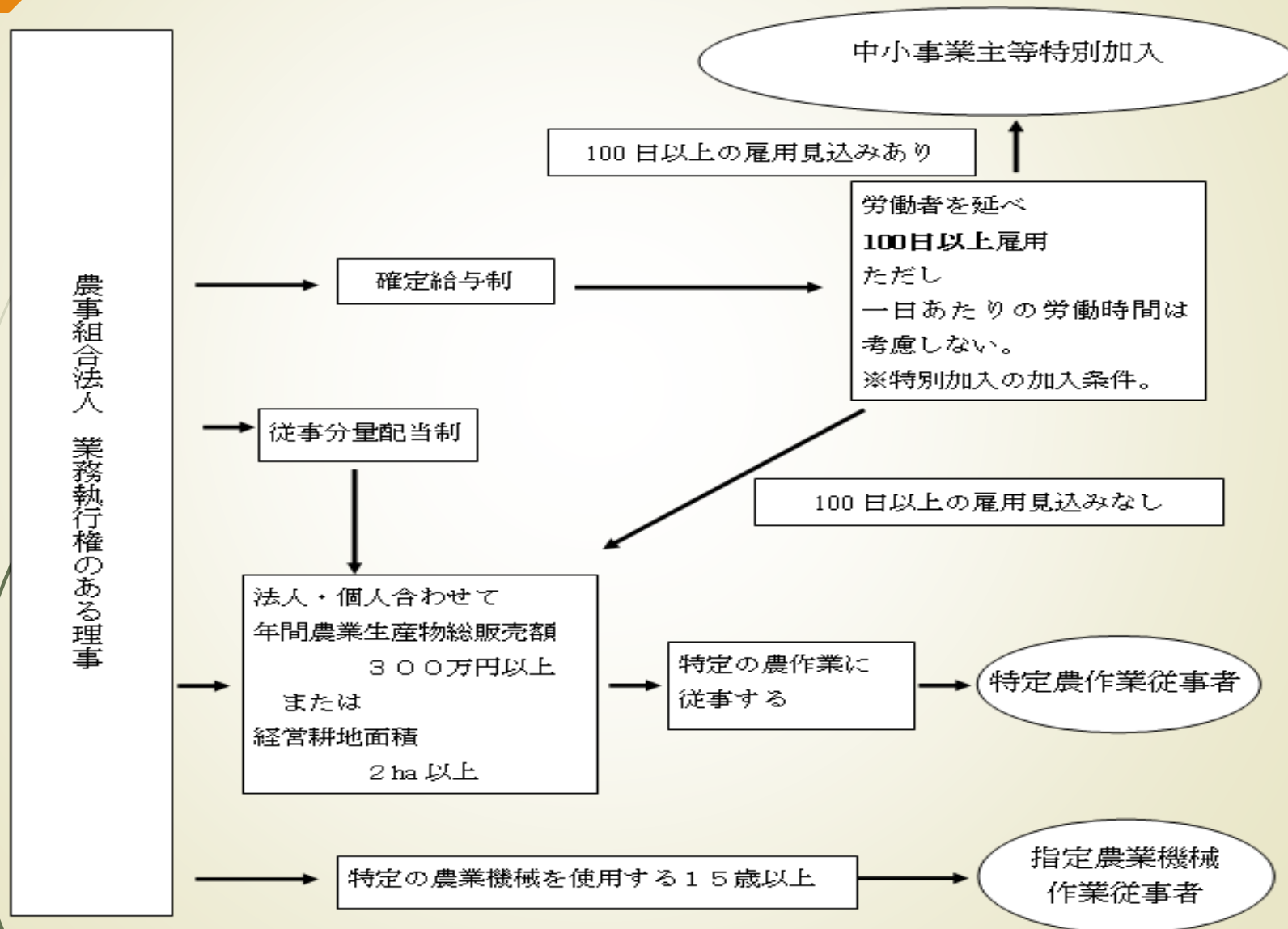
～株式会社・有限会社・個人事業主の代表者の労災保険加入～



※ 株式会社、有限会社、個人事業所の業務執行権のある役員、代表者と同居の親族についても、労働者として扱われませんので、上記のフローチャートに当てはめません。

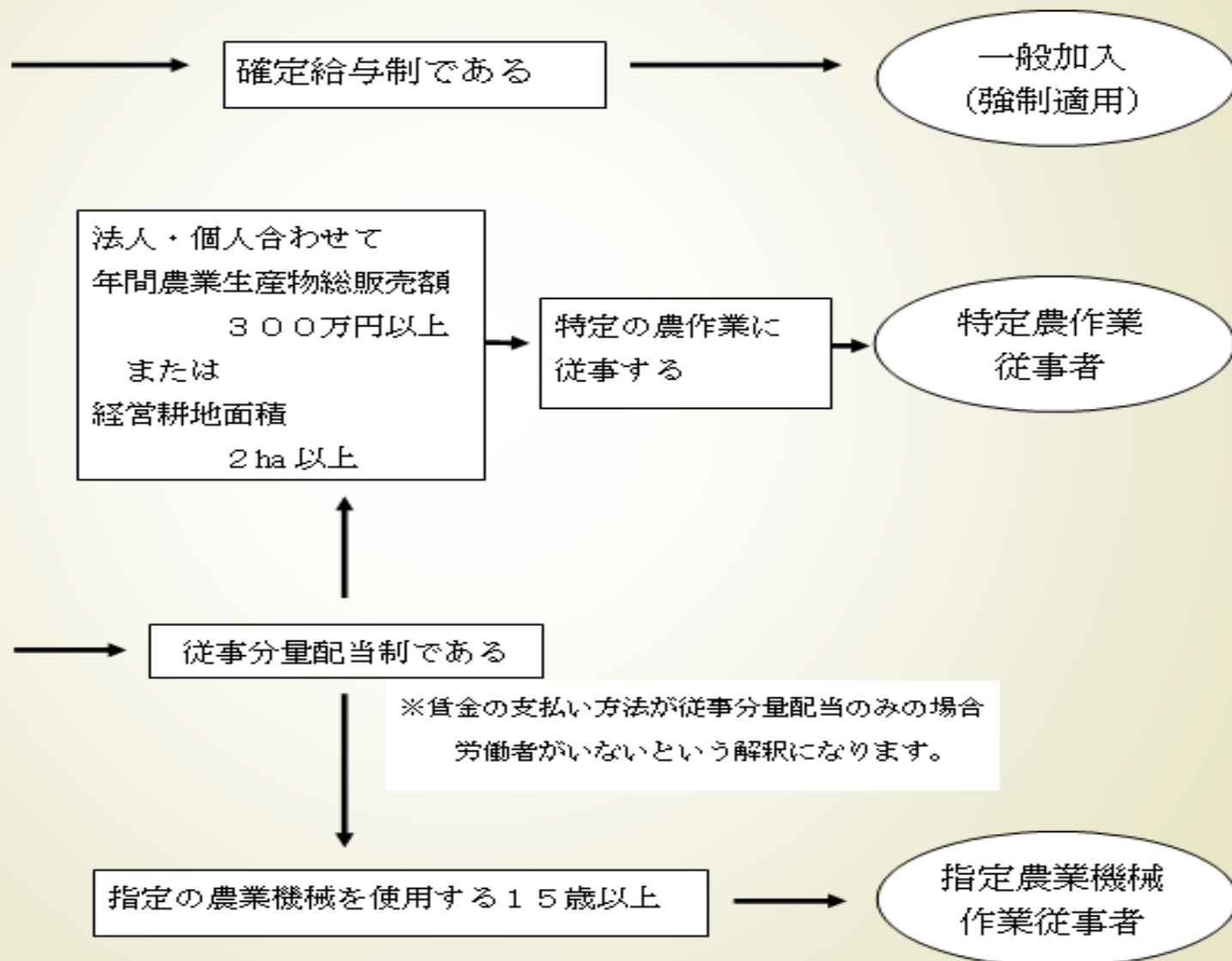
フローチャート②

～農事組合法人の業務執行権のある理事労災保険加入～



フローチャート③

～農事組合法人の組合員労災保険加入～

農事組合法人
組合員

広島県の農業労災加入促進の特徴①

- JAとたんぽぽ会が連携して加入促進を行なっている
- 農業者の特別加入団体を設立している
- 適用から給付までのワンストップの仕組みがある
- 労働社会保険諸法令の一括管理体制の仕組みがある

広島県の農業労災加入促進の特徴②

たんぽぽ会の役割について

<加入手続き>

- ① 書類の確認
- ② 最適な労災保険の選択（特別加入制度を含む）
- ③ 労災保険加入手続き
- ④ 保険料納付書送付
- ⑤ 保険料の支払い確認



<農業者の相談対応>

- ① 「相談票」の作成、月1回の報告
- ② 年1回のJ A担当者研修
- ③ J A依頼の事業主向け労務管理研修

J Aの役割について

<窓口対応>

- ① 労災保険相談対応
- ② たんぽぽ会様式の書類作成支援
- ③ 関係書類の取次ぎ

<保険料納付関係>

- ① 保険料の支払い確認

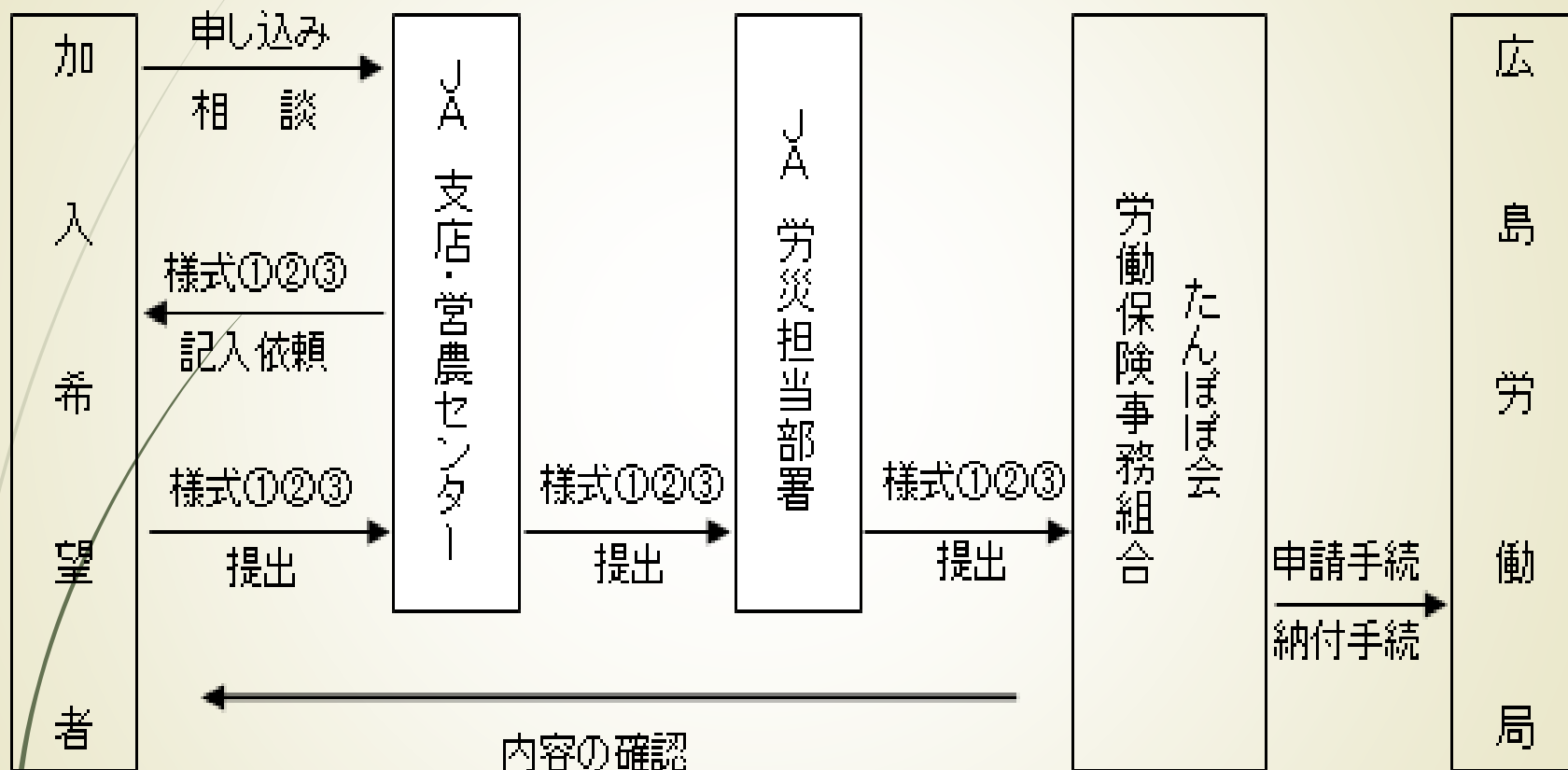
<その他の対応>

- ① 研修会の開催・広報



広島県の農業労災加入促進の特徴④

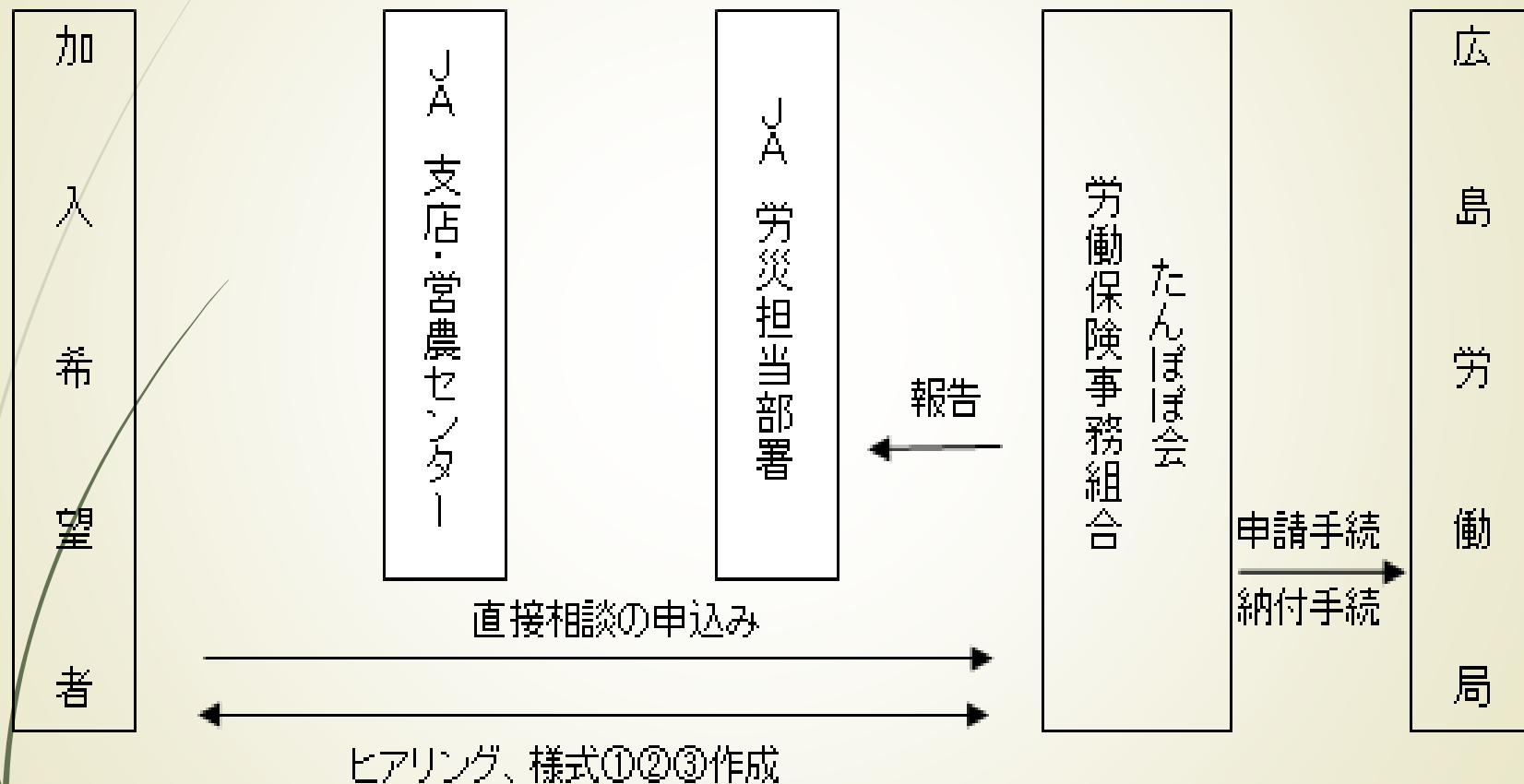
農業労災加入手順～JA窓口で相談～



- 様式① 農業労災加入相談申込書:事業所の概要に関する情報
- 様式② 農業労災加入相談申込書:特別加入希望の内容
- 様式③ 農業労災加入相談申込書:農作業の状況把握

広島県の農業労災加入促進の特徴⑤

農業労災加入手順～「たんぽぽ会」へ相談～

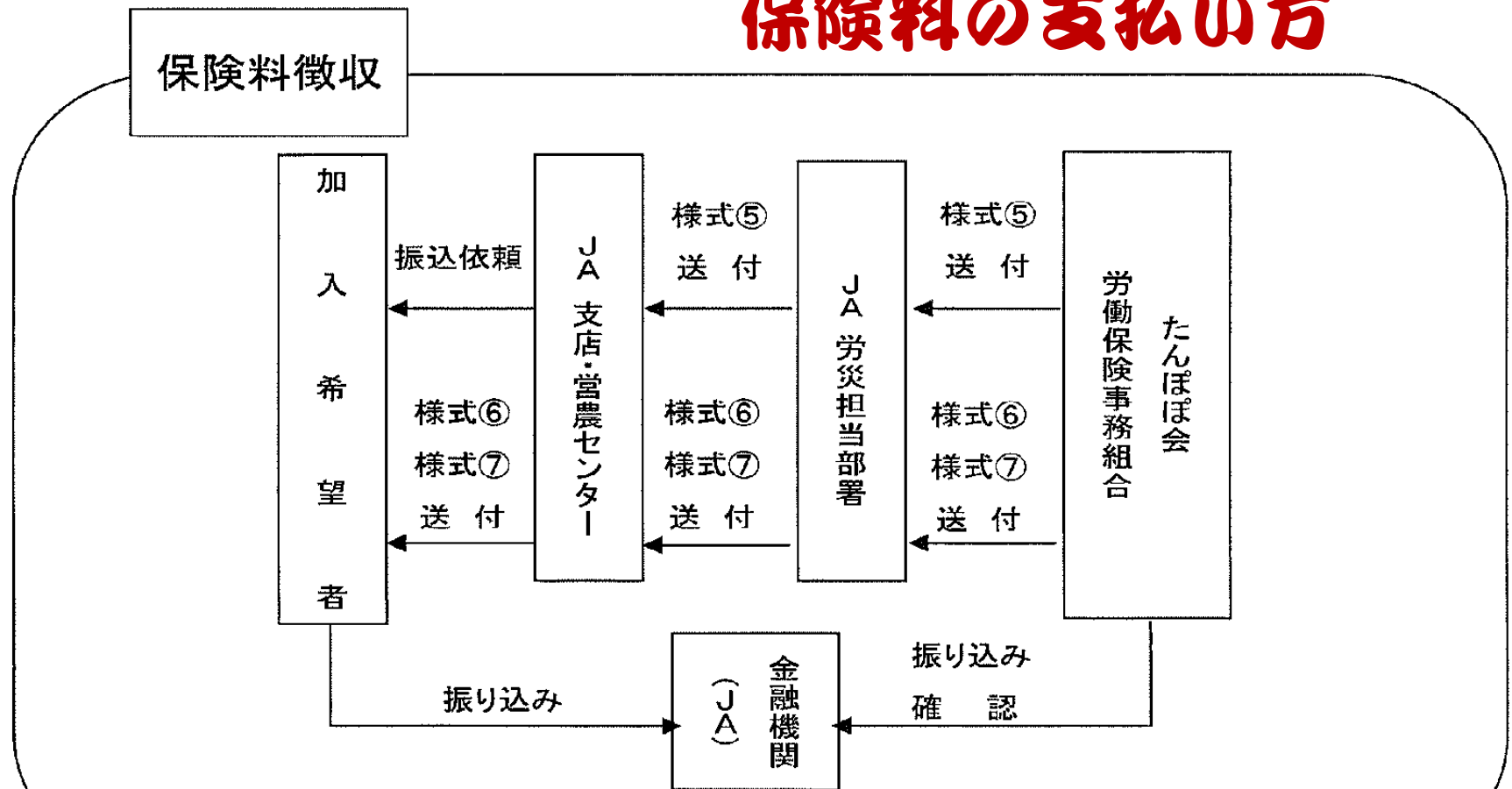


- 様式① 農業労災加入相談申込書: 事業所の概要に関する情報
様式② 農業労災加入相談申込書: 特別加入希望の内容
様式③ 農業労災加入相談申込書: 農作業の状況把握

広島県の農業労災加入促進の特徴⑥

25

保険料の支払い方



- 様式⑤ 労働保険料振込案内
- 様式⑥ 保険料・会費等領収書
- 様式⑦ 入会承諾書(入会年のみ)

中小事業主等の労災保険料は
口座振替になります

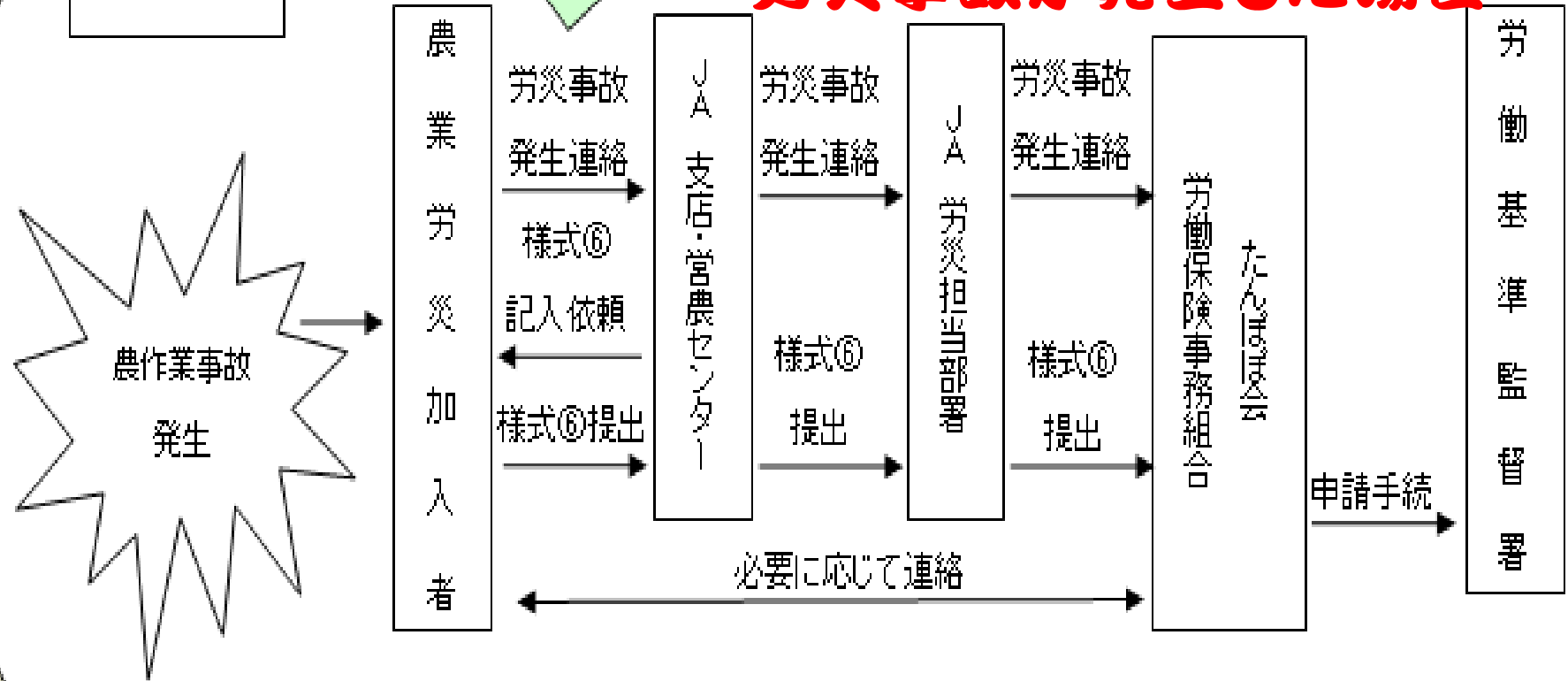
広島県の農業労災加入促進の特徴⑦

26

事故対応

労災事故の第一報はJAで受付、初期対応にあたる(病院や薬局での対応を伝える)。次にJAからたんぽぽ会に連絡し、事後の対応を依頼する。

労災事故が発生した場合



様式⑥:事故発生状況記入

広島県の農業労災加入促進の特徴⑧

たんぽぽ会の特別加入制度の歴史

平成20年4月

- 「特定農作業従事者」用の特別加入団体設立

→ 1人親方組合「アグリ安全協会」

平成21年4月

- 「指定農業機械作業従事者」用の特別加入団体の県下統一

→ 広島県内農業従事者労災保険加入組合

平成22年4月

- その他は「中小企業」用の労災保険

→ 労働保険事務組合たんぽぽ会

* ワンストップで適切な加入促進が可能となる

★一括管理体制構築の構築

- ①労災「適用」と「給付」の一括管理体制
- ②労働社会保険諸法令に基づく一括管理体制
労災保険 → 雇用保険 → 社会保険
- ③「就業規則」の作成・届出・周知
- ④「募集」から「退職」までの労務管理に関する指導
- ⑤安全衛生に関する指導
- ⑥人材の確保・定着に向けた雇用管理の改善に向けた助言、指導
- ⑦助成金の提案 ...etc

今後の課題と取組について

人材の“確保”と“定着”

- ①他産業並みの労働条件
(賃金、労働時間、休日、割増賃金の支給etc)
- ②キャリア形成(人材育成)
- ③人事制度の構築
(キャリアパス、賃金テーブルの作成 etc)
- ④福利厚生 (社会保険の適用 etc)

今後のJAとの連携

①助成金利用の研修

- ・ 農の雇用事業
- ・ ジョブカード制度
- ・ ビジネスブレイン
- ・ キャリアアップ助成金
- ・ トライアル雇用助成金
- ・ ジョブカード制度

②その他の人材確保について

- ・ 人材派遣
- ・ 外国人技能実習生の受入れ …etc

お気軽に
お問い合わせください！



労働保険事務組合 たんぽぽ会

社会保険労務士法人 たんぽぽ会

〒731-0112

広島市安佐南区東原3丁目25-18

TEL : 082-874-8947

FAX : 082-874-3876

URL : <http://www.tanpopokai.com/>

